

前橋市一般職の職員の給与に関する条例及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正について（議案第50号）

職員課

1 改正の理由

国の職員等に準じ、本市一般職の職員及び一般職の任期付職員の期末手当を改める。

2 主な内容

(1) 前橋市一般職の職員の給与に関する条例関係

令和4年6月以降の期末手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

区 分	現 行	改 正 案	改 定 幅
一 般 職 員	1. 2 7 5月	1. 2月	△0. 0 7 5月
特 定 幹 部 職 員	1. 0 7 5月	1. 0月	△0. 0 7 5月

(2) 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例関係

令和4年6月以降の期末手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

現 行	改 正 案	改 定 幅
1. 6 7 5月	1. 6 2 5月	△0. 0 5月

(3) 令和3年に支給した期末手当に対する措置

令和3年に支給した期末手当に係る支給月数の引下げに相当する額を、令和4年6月に支給する期末手当の額から減額する。

(4) 会計年度任用職員に支給する令和4年6月以降の期末手当について、上記(1)の一般職の職員に係る支給月数に準じて引き下げる。

3 施行期日

公布の日

4 附則で改正する条例

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例